

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 1 日

各都道府県・市町村

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 担当部局 御中

厚生労働省社会・援護局
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 Q&A の改訂について（その 1 3）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に関する Q&A について、追加等（※）を行いましたので、別紙のとおりお示しします。

※問 26-2 の改正、問 44-2 の加筆、問 48-7 の追加、問 50 の時点修正

（補足 1）

問 32-4 のほか、月 2 回の職業相談等や原則週 1 回以上の求人先への応募・面接といった求職活動要件の確認に当たっては、新型コロナウイルスの現下の感染状況を踏まえつつ、問 30 や問 32 等に記載した考え方を援用して柔軟にご対応いただきますよう、お願いいたします。

（補足 2）

収入・資産要件に関する運用については、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の事務マニュアル・Q & A 等で個別にお示しているものを除き、基本的に住居確保給付金と同様の運用としていただきますようお願いいたします。

（補足 3）

ハローワークのインターネット仮登録については、9 月 17 日をもって終了いたしますが、仮にそれ以前に仮登録を行った者から申請があった場合は、従前の取扱い（改正前の問 26-2）としていただいて差し支えございません。

（照会先）

厚生労働省社会・援護局

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室

MAIL: shienkin01@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 Q & A

内容

【制度の趣旨等について】	7
問1 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）の趣旨及び事務の性格は何か。	7
問2 自立支援金の法的性格は何か。	7
問3 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、要件が厳しすぎるのではないか。	7
問4 なぜ特例貸付の利用が前提なのか。	7
問5 フリーランスや自営業の方、また、休業等により一時的に収入が減少している方についてまで、ハローワークでの求職活動等を求めるのは、自立につながらないのではないか。	8
問6 なぜ3人以上の世帯については、一律に支給額が10万円なのか。4人以上の世帯にとって不公平ではないか。	8
問7 単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円という支給額は、生活保護の最低生活費にも満たないものであり不十分ではないか。	9
問8 支給期間が3か月では短いのではないか。支給終了後もなお困窮する方に対してはどのように対応すべきか。	9
【制度の実務面について】	9
問9 自立支援金の支給の実施に当たり、各都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）で実施要綱を定める必要はあるか。その場合、国から例が示されるか。	9
問10 福祉事務所を設置していない町村においても、自立支援金の支給事務は発生するか。	10
問11 自立支援金の支給については、行政不服審査の対象となるか。	10
問12 自立支援金は、課税の対象となるか。	10
問13 自立支援金は、差押えの対象となるか。	10
問14 申請書等の関係書類について、保存期間は何年になるか。	10
問15 自立支援金支給事業実施要綱を作成する際に、都道府県等が独自に審査項目を設定することは可能となるか。	10
問16 自立相談支援機関等に支給事務を委託することは可能か。可能であれば、どこまでの事務を委託してよいのか。	11
問17 法令上の根拠が無いにも関わらず、関係機関や銀行等に報告を求めることは可能なのか。	11
問18 自立支援金が公的給付の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関	

する法律第 10 条に基づく特定公的給付に指定された場合、都道府県社協に総合支援資金の再貸付に関する情報を求めることができるのか。	11
問 18-2 自立支援金が公的給付の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第 10 条に基づく特定公的給付に指定された場合、同法第 11 条の規定に基づいて他の行政機関等の長等に求めることができる情報は具体的には何か。	12
問 19 特定公的給付に指定された後、社協から提供を受けた再貸付の情報に基づき、実施主体の都道府県等から個別に自立支援金の案内や申請書を送付することは可能か。	12
問 19-2 実施要綱(例)や事務マニュアルで提示された様式やリーフレットについて、都道府県等において編集して活用して問題ないか。	12
問 19-3 都道府県が自立支援金の支給事務を行うにあたって、住民票に記載されている本人確認情報を利用する場合の根拠如何。	13
問 19-4 都道府県社協から提供を受けた情報を委託先に提供し、委託先からプッシュ型で自立支援金の支給対象者に申請書を送付しても問題ないか。	13
2. 支給対象者・支給額	14
【再貸付等終了要件について】	14
問 20 再貸付も含め、緊急小口資金等の特例貸付を満額（単身世帯で 155 万円、2 人以上世帯で 200 万円）で利用していないと自立支援金の対象とならないのか。	14
問 20-2 自立支援金の審査にあたって、再貸付が不決定となった理由は問わないか。	14
問 21 緊急小口資金等の特例貸付の再貸付を申請中・借受中の方も、支給対象となるか。	14
問 21-2 緊急小口資金や総合支援資金（初回）をまだ利用していないのにもかかわらず、再貸付を申請し不決定となった者等は、支給対象となるのか。	14
問 21-3 支給要領第 3 の 1（2）に「再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であること」とあるが、再貸付を途中で辞退したり、当初から再貸付を短く申請するケースについて、支給要領第 3 の 1（2）に該当するか。	15
問 22 支給要領第 3 の 1（4）に、「都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかったこと」とあるが、こうした方を対象とする趣旨如何。自立相談支援機関が何らかの支援を行っている者は支給対象にならないということか。	15
問 23 支給対象者を把握するためには、再貸付に関する情報を持つ都道府県社協からの情報が必要であるが、どのように再貸付に関する要件を満たしていることを確認するのか。	16

問 23-2 再貸付を受けていた世帯について、世帯員の転出により世帯が2つ以上に分かれた場合、それぞれの世帯が自立支援金の再貸付等終了要件を満たすか。.....	16
問 23-3 再貸付等を受けていた世帯について、支援金の申請前に再貸付の借受人が死亡した場合、残りの世帯員について再貸付等終了要件を満たすか。.....	16
【収入要件・資産要件について】	16
問 24 収入要件について、借家の場合と持ち家の場合で基準は同一か。.....	16
問 25 新型コロナウイルス感染症拡大に関する給付金・融資は収入・資産として算定すべきか。.....	16
問 25-2 支給期間中、毎月収入を確認する必要があるか。.....	17
問 25-3 定期預金を保有していることによる自動借り入れにより、普通預金の残高がマイナスになっている場合、資産としてはどのように扱えばよいか。.....	17
【求職活動等要件について】	17
問 26 ハローワークへの求職受付票について、申請時に提出することができない場合の取扱い如何。.....	17
問 26-2 ハローワークへの求職申込みについて、オンライン登録でもよいか。.....	17
問 26-3 決定までの間に求職受付票の提出がなされない場合、求職受付票の提出がなされるまでの間、決定は保留すべきか。.....	18
問 27 現に仕事がある者の求職活動要件について、転職等が必要となるのか。.....	18
問 28 職業訓練を受講している方も、求職活動等要件を満たす必要があるか。.....	18
問 28-2 受給中に常用就職した者の就労収入が、収入基準額に達せず、受給を続ける場合、求職活動等要件を満たすことができなくなることがあり得るが、取扱い如何。.....	18
問 29 自立支援金の受給者について、月1回自立相談支援機関の支援を受けることとされているが、支援プランを作成・決定する必要があるか。.....	19
問 30 受給中、公共職業安定所において月2回の職業相談等を行うこととしているが、現在、公共職業安定所は非対面での相談等を行っているところ、電話がつながらない等やむをえない事由により、職業相談ができなかった場合の取扱い如何。.....	19
問 30-2 受給者が、来所によらない方法によりハローワークで職業相談を実施した場合、職業相談確認票（様式5）の安定所確認欄等の記載はどうすればよいか。....	19
問 31 受給中、公共職業安定所において月2回の職業相談等を行うこととしているが、地域や本人の事情により紹介できる仕事がない場合の取扱い如何。.....	20
問 31-2 公共職業安定所における月2回の職業相談等について、住居を管轄するハローワーク以外の相談窓口（例：都道府県等の庁舎内に設置されているハローワーク相談窓口など）での職業相談等でも要件を満たしたことになるか。.....	20
問 32 原則週1回以上の求人先への応募、面接について、具体的にどのような活動をさすのか。1度でも週1回の応募等を怠った場合は中止とするのか。.....	20

問 32-2 自立支援金の申請をした者の求職活動等要件について、申請時期が月の途中の場合はどのように対応すればよいか。	21
問 32-3 求職活動等要件を確認してからでなければ、自立支援金の支給を行うことはできないのか。	21
問 32-4 支給決定後に体調が悪化し予定していた求職活動を行うことが困難であった場合に、支給の中止を行わないこととして差し支えないか。	21
問 33 生活保護の申請が却下となった場合であっても、求職活動要件を満たしたものと同様に扱うべきか。	22
問 34 生活保護の申請で求職活動等要件を満たす者について、自立支援金を支給することとした場合に、生活保護の申請の処分の結果はどのように把握すべきか。	22
問 35 自立支援金と生活保護を同時に申請が行われた場合の取扱い如何。	22
問 35-2 求職活動等要件は、申請者（受給者）のみ求められるのか。	22
【その他】	23
問 36 本人・世帯構成の確認書類として、申請者に「住民票の写し」を提出することを求めているが、都道府県等が住民基本台帳により確認可能な場合は、「住民票の写し」を省略することは可能か。	23
問 36-2 社会福祉協議会から提供された再貸付の対象者のリストを活用し、対象となり得る者にプッシュ型で申請書等を送付する場合、社会福祉協議会からの情報により都道府県等において再貸付等終了要件が確認できる場合は、申請者に対して貸付に係る添付書類の提出を求めなくてもよいか。	23
問 37 支給対象者に学生は含まれるか。	23
問 38 支給対象者に外国人の方は含まれるか。	23
問 39 支給対象者に持ち家の方は含まれるか。	24
問 40 住居確保給付金を受給中の方も支給を受けられるのか。	24
問 41 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の受給者も支給を受けられるのか。	24
問 42 再貸付の借受人と生計の主たる維持者が異なっている場合、自立支援金の支給対象となるのか。	24
問 42-2 例えば夫婦のうち一方が離職等し、もう一方がパート等で継続して就労している場合、離職等している者は主たる生計維持者として支給対象者となるのか。	25
問 42-3 例えば夫婦共働きで2人の収入が同等程度である場合について、離職等により一方の収入が低下した場合、減少前の収入について厳密な比較を行わずとも、離職等により収入が低下した者を「主たる生計維持者」としても差し支えないか。	25
問 43 住民登録のない方から申請が行われた場合はどのように取り扱えばよいか。 25	
問 44 DVの被害者等で住民登録のある住所地を離れて生活している場合はどのように取り扱えばよいか。	25

問 44-2 「同一の世帯に属する者」の判断はどのように行えばよいか。	26
問 44-3 ある2つの世帯が、住所が同一ではあるものの生計が別であるため、別世帯として再貸付を利用していた場合、2つの世帯はそれぞれ自立支援金の対象となるか。	26
問 45 支給申請後、世帯人数に変更があった場合の取扱い如何。	26
問 46 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給決定者の情報を、自立相談支援機関、社会福祉協議会、福祉事務所に送付する理由如何。	26
問 47 複数の都道府県等での重複受給を避けるため、どのように対応すればよいか。	27
問 47-2 支給期間中に他の都道府県等に転居した場合、どのように対応すれば良いか。	27
問 48 申請の受付開始日、支給開始日はいつからとすればよいか。	27
問 48-2 口座振込の名義は、どうすればよいか	27
問 48-3 必要が生じて預貯金額の照会を金融機関に行ったところ、照会手数料を要求されたが、支払うことが必要なのか。	28
問 48-4 生活保護や職業訓練受講給付金を受けている場合は、自立支援金は支給対象とならず、また、支給中止の対象となるとされているが、これは、申請者（又は受給者）のみならず、申請者（又は受給者）と同一の世帯に属する者が生活保護や職業訓練受講給付金を受給した場合についても、自立支援金の支給対象とならず、また支給中止の対象となるということによいか。	28
問 48-5 自立支援金の支給は口座振込以外の方法も認められるか。	28
問 48-6 マイナンバーを活用して自立支援金の事務を行う場合には、対象者数等に応じて特定個人情報保護評価を実施する必要があるが、事後評価で差し支えないか。	28
問 48-7 支援金の支給決定を受けたものの、途中で中止事由に該当し、支給が中止された者が、残りの期間について支給を受けるべく申請を行った場合、残りの期間について支給することは可能か。また、過去に申請したが不支給決定になった者や、3ヶ月の支給を終えた者が再度申請してきた場合はどうか。	30
【事務費関係・交付申請手続き等スケジュール】	30
問 49 市町村分の事務費補助金の対象経費はどのようなものが含まれるか。	30
問 50 本支援金の支給にかかる経費（事務費及び事業費）について、補助対象となる具体的な時期を教えてください。	30
問 51 職員人件費・業務委託料など、返還業務の事務経費は、交付申請可能か。令和4年度以降に必要となる返還業務の事務経費は、国の補助を受けられるか。	31
問 52 迅速な給付を実施するため本事業の契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき随意契約を行うことは可能か。	31
問 53 事務費の備品購入費について、どのようなものが対象になるのか。	31

問 54 会計年度任用職員及び臨時的任用職員が支援金の支給に係る業務と他の業務を兼ねている場合の事務費の取扱いはどのようなになるか。	31
問 55 本支援金業務に対応するため正規職員を増員して対応したいが、正規職員の人件費に充当できないと対応ができない。なぜ正規職員の人件費に充当できないのか。	31
問 56 国からの交付決定額を超える支給申請があった場合、それ以上の交付決定は行わないのか。それとも、追加交付があるのか。	32
問 57 事務費について、所要額算出の目安となる額があれば教えていただきたい。 32	
問 58 自治体の予算科目について、節の区分はどのようにすればいいか。	32

1. 総論

【制度の趣旨等について】

問1 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）の趣旨及び事務の性格は何か。

（答）

- 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、支給するもの。
- 事務の性格は、自治事務である。

問2 自立支援金の法的性格は何か。

（答）

法的性格は、民法（明治29年法律第89号）上の贈与契約（民法第549条）となる。

問3 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、要件が厳しすぎるのではないか。

（答）

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたる中、生活に困窮している方々に対しては、緊急小口資金等の特例貸付をはじめ、重層的なセーフティネットにより支援を行っている。
- 緊急小口資金等の特例貸付についてはこれまで累次の拡充を行ってきたが、既に再貸付まで終了していたり、あるいは再貸付が不決定となる世帯などが存在し、自立支援金は、こうした世帯であって生活保護に至る前の段階にある方々の生活再建を支援するためのものであり、住居確保給付金を参考に、一定の収入、資産要件等を定めたもの。

問4 なぜ特例貸付の利用が前提なのか。

（答）

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方々に対しては、緊急小口資金等の特例貸付により、支援を行ってきたところであり、これまで、延べ200

万件を越える貸付を行ってきた。

- 自立支援金は、緊急小口資金等の特例貸付をこれまで利用された方であって、再貸付が既に終了している等の理由からこれ以上活用できないという方の生活再建に対する支援として支給するものである。
- 緊急小口資金等の特例貸付については、今般、11 月末まで申請期限を延長することとしたことから、特例貸付をまだご活用いただいていない方は、特例貸付をご活用いただきたい。

なお、特例貸付の償還時において、住民税非課税世帯については、償還を免除することとしており、生活に困窮される方々にきめ細かく配慮している。

- コロナ禍に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付を含む重層的なセーフティネットにより対処してきており、引き続きその体系を基本としつつ、新型コロナの影響が長引いており、生活再建が厳しい状況の方々がいることも踏まえ、新たな支援策の一つとして自立支援金を設けることにより、特例貸付がこれまで果たしてきた役割を補い、新たな就労や生活保護の受給といった次の段階に円滑に移行できるようにするものである。

問5 フリーランスや自営業の方、また、休業等により一時的に収入が減少している方についてまで、ハローワークでの求職活動等を求めるのは、自立につながらないのではないか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症の影響が1年以上継続しているところ、自立支援金は、緊急小口資金等の特例貸付をこれ以上活用できない方々の生活再建に対して支援を行うものであり、単に生活費を支援するものではなく、新たな就労や生活保護の受給に円滑に移行するための支援として行うもの。
- このため、ハローワークでの相談や応募・面接等の求職活動等要件も求めることとしている。副業等も考えられるため、求職活動要件を満たしていれば必ずしも転職まで求めるものではない。
- なお、住居確保給付金についても、新型コロナの特例として実施している支給期間の延長部分(10~12 か月目)については、1~9 か月目と異なりハローワークでの求職活動等を求めているところ。

問6 なぜ3人以上の世帯については、一律に支給額が10万円なのか。4人以上の世帯にとって不公平ではないか。

(答)

- 自立支援金は、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、支給するもの。
- 総合支援資金においても、2人以上の世帯は一律月額20万円とされていることを踏まえ、3人以上の世帯の支給額は一律とすることとしたもの。

問7 単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円という支給額は、生活保護の最低生活費にも満たないものであり不十分ではないか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたる中、生活に困窮している方々に対しては、

- ・住居確保給付金の再支給
- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給

をはじめ、重層的なセーフティネットによる支援を行っているところ、自立支援金はこれらの支援や就労収入、預貯金等と組み合わせて自立までの一定期間活用することを想定している。

問8 支給期間が3か月では短いのではないか。支給終了後もなお困窮する方に対してはどのように対応すべきか。

(答)

- 自立支援金は、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために支給するもの。

支給決定者に対しては、支給決定時に「生活保護のリーフレット」を送付し生活保護の周知を行うこととしており、また、支給決定者の情報を生活保護の実施主体である福祉事務所と共有することとしているところ。

- 支給期間中に、可能な限り就労による自立を図っていただくこととしているが、支給終了後もなお困窮する場合は、生活保護の活用を検討いただきたい。

【制度の実務面について】

問9 自立支援金の支給の実施に当たり、各都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）で実施要綱を定める必要はあるか。その場合、国から例が示されるか。

(答)

- 円滑な支給事務を進めていく上で、都道府県等における事業の基本的な仕組み等を実施要綱等の形で定めることが適当であると考える。

- なお、国より実施要綱（例）をお示ししているので、各都道府県等において実施要綱を作成される際は参考にさせていただきたい。

問 10 福祉事務所を設置していない町村においても、自立支援金の支給事務は発生するか。

（答）

福祉事務所を設置していない町村に住所地を有する支給対象者については、都道府県から自立支援金の支給を行うこととなる。

問 11 自立支援金の支給については、行政不服審査の対象となるか。

（答）

自立支援金の法的性格は贈与契約であり、行政処分ではないので、支給について不服申立て等の対象とはならない。

問 12 自立支援金は、課税の対象となるか。

（答）

現時点においては非課税措置が講じられていないため令和３年の所得として課税の対象となるが、今後、非課税措置の要望等を行っていくことを検討している。

問 13 自立支援金は、差押えの対象となるか。

（答）

- 自立支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に借入額が限度額に達するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるためのものであり、当該自立支援金そのものを差し押さえることは、その趣旨には合致しないものと考えている。

問 14 申請書等の関係書類について、保存期間は何年になるか。

（答）

各都道府県等の公文書管理規則の規定に従って、保存いただきたい。

問 15 自立支援金支給事業実施要綱を作成する際に、都道府県等が独自に審査項目を設定することは可能となるか。

（答）

独自に審査項目を設定することは差し支えないが、簡易に、かつ、迅速に支給する趣旨に鑑み、申請者等に過度な負担を課するような審査項目を設定することは適切ではないと考える。

問 16 自立相談支援機関等に支給事務を委託することは可能か。可能であれば、どこまでの事務を委託してよいのか。

(答)

- 自立支援金の実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。
- 関係事務のうち、
 - ・ 支給審査及び支給決定等の支給事務は、都道府県等の責任において行うこととし、
 - ・ 相談・受付業務等の窓口業務については、外部機関への委託も可能とする。
- なお、緊急小口資金等の特例貸付を実施している社会福祉協議会や住居確保給付金の窓口業務を実施している自立相談支援機関は、現在業務負担が増大しているため、各都道府県等において委託先を検討する場合は、そうした事情も考慮しながら、適切に対応していただきたい。

問 17 法令上の根拠が無いにも関わらず、関係機関や銀行等に報告を求めることは可能なのか。

(答)

- 原則としては、本人からの提出書類に基づき支給決定するものとしている。
- その上で、申請時に申請時確認書により関係機関への照会について本人同意を取得していることから、この同意の範囲において、都道府県等が特に必要と認める場合、照会は可能と考えられる。
- なお、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」に関する金融機関への照会について」（令和3年6月18日。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室事務連絡）により、金融機関への協力依頼について情報提供しているので、参照されたい。

問 18 自立支援金が公的給付の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に基づく特定公的給付に指定された場合、都道府県社協に総合支援資金の再貸付に関する情報を求めることができるのか。

(答)

可能となる。

具体的な方法については、「「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給事務に必要な総合支援資金（再貸付）に関する情報の取扱いについて」（令和３年６月１１日付事務連絡）を踏まえ、各都道府県と都道府県社協の間で情報提供に関する方針を整理した上で、都道府県社協から自立支援金の実施主体である都道府県等に個別に提供することが基本となる。

問 18-2 自立支援金が公的給付の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第 10 条に基づく特定公的給付に指定された場合、同法第 11 条の規定に基づいて他の行政機関等の長等に求めることができる情報は具体的には何か。

（答）

- 自立支援金が特定公的給付に指定された後、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第 11 条の規定に基づき、他の行政機関の長等に対して求めることができる情報は、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。）、緊急小口資金等の特例貸付に係る再貸付に関する情報及び職業訓練受講給付金関係情報（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報をいう。）となる。
- なお、申請後に、申請時確認書（様式 1-2）で同意を取得している範囲内で、その他の関係機関に照会を行うことは可能である。

問 19 特定公的給付に指定された後、社協から提供を受けた再貸付の情報に基づき、実施主体の都道府県等から個別に自立支援金の案内や申請書を送付することは可能か。

（答）

可能である。

ただし、都道府県社協から提供を受けた情報はあくまで再貸付時の情報であり、現在は住所を変更しているケースも想定されるため、改めて住基ネットで確認するなど、個人情報の取扱いにあたっては慎重に対応されたい。

なお、プッシュ型で申請書を送付する場合は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、都道府県社会福祉協議会から再貸付に係る情報提供を受け、送付していることを明記することとされたい。

問 19-2 実施要綱（例）や事務マニュアルで提示された様式やリーフレットについて、都道府県等において編集して活用して問題ないか。

（答）

- 問題ない。

問 19-3 都道府県が自立支援金の支給事務を行うにあたって、住民票に記載されている本人確認情報を利用する場合の根拠如何。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第 10 条に規定する「特定公的給付」に指定される。(令和 3 年 6 月 25 日予定)
- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律附則第 6 条により、住民基本台帳法の別表について特定公的給付に関する改正が行われており、例えば、住民基本台帳法別表第 5 第 3 号の 2 として、特定公的給付に関する事務が追加されているところ。
- これにより、都道府県知事が、住民基本台帳法第 30 条の 15 の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に関する事務を遂行するために、本人確認情報(氏名、生年月日、住所など)を利用することが可能となる。

(参考) 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号) 抄

(本人確認情報の利用)

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報(住民票コードを除く。次項において同じ。)を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。

二 条例で定める事務を遂行するとき。

三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。

四 統計資料の作成を行うとき。

2～4 (略)

問 19-4 都道府県社協から提供を受けた情報を委託先に提供し、委託先からプッシュ型で自立支援金の支給対象者に申請書を送付しても問題ないか。

(答)

- 自立支援金に関する業務を外部に委託する場合について、当該業務の遂行に必要な範囲において、都道府県社協から提供を受けた情報を当該委託先に提供することは、各都道府県等における個人情報保護条例等に留意しつつ、適切に対応されたい。

2. 支給対象者・支給額

【再貸付等終了要件について】

問 20 再貸付も含め、緊急小口資金等の特例貸付を満額（単身世帯で 155 万円、2 人以上世帯で 200 万円）で利用していないと自立支援金の対象とならないのか。

（答）

- 再貸付を活用しているなどの各種支給要件を満たしていれば、貸付金額が貸付上限額（単身 155 万円、2 人以上世帯 200 万円）に達していなくても当然に自立支援金の支給対象となる。

問 20-2 自立支援金の審査にあたって、再貸付が不決定となった理由は問わないか。

（答）

- 自立支援金の審査にあたっては、自立支援金の支給要件を満たすかどうかを判断すればよい。

問 21 緊急小口資金等の特例貸付の再貸付を申請中・借受中の方も、支給対象となるか。

（答）

- 自立支援金は、再貸付を既に終了した方、不決定になった方等が対象であるため、再貸付を申請中の方は、原則として申請の要件を満たさない。ただし、再貸付の申請が 11 月末など、自立支援金の申請期限までに再貸付の不決定が間に合わないことが想定される場合は、例外的に、再貸付に係る資料を事後に受け付けることとし、その他の書類により申請を行うことは可能とする。
- 再貸付を借受中の場合、支給要件の一つとして、自立支援金の申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であることとしているので、この要件を満たす場合は、支給対象となりうる。

問 21-2 緊急小口資金や総合支援資金（初回）をまだ利用していないのにもかかわらず、再貸付を申請し不決定となった者等は、支給対象となるのか。

（答）

- 支給対象とならない。自立支援金の申請時に、「これまでに借りた緊急小口資金等の特例貸付の振込がわかる金融機関の通帳等の写し」を求めることとしており、それにより確認されたい。
- 緊急小口資金等の特例貸付の申請期限は 11 月末まで延長しているところであり、緊急小口資金や総合支援資金（初回）をまだ活用されていない方で生活にお困りの場

合には、緊急小口資金や総合支援資金（初回）を案内されたい。

問 21-3 支給要領第 3 の 1（2）に「再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であること」とあるが、再貸付を途中で辞退したり、当初から再貸付を短く申請するケースについて、支給要領第 3 の 1（2）に該当するか。

（答）

- 自立支援金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対する支援として、令和 3 年 11 月末を申請期限として実施するもの。
- したがって、再貸付が決定された際の最終借入月が 12 月以降の者は、仮に途中で辞退しその結果として再貸付の最終借入月が 11 月以前となったとしても、支給要領第 3 の 1（2）には該当しない。
- ただし、再貸付の申請時に 2 か月分以下の貸付を希望し 2 か月分以下の貸付決定を受けている場合については、当該再貸付の最終借入月が 11 月以前であれば、支給要領第 3 の 1（2）に該当する。

問 22 支給要領第 3 の 1（4）に、「都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかったこと」とあるが、こうした方を対象とする趣旨如何。自立相談支援機関が何らかの支援を行っている者は支給対象にならないということか。

（答）

- 現在、再貸付の申請を行うためには、借受人は、再貸付を受けることが本人の自立に資するかという観点からの自立相談支援機関への相談や面談等を経て、自立相談支援機関から貸付に係る支援決定の連絡を受けた上で、再貸付の申請を行うこととなっている。
こうした相談の結果、何らかの事情により再貸付の申請に至らなかった方も、再貸付が終了した方や再貸付の申請を行った結果不決定だった方と同様に自立に向けた支援を行う状態にあると考えられるため、本支援金の対象としたもの。
- 言うまでもなく、自立相談支援機関は、お困りの方々からの様々な相談に対する支援等を行っているところであり、再貸付を活用した方、活用しなかった方を問わず、様々な形での相談支援等を行っているところである。
上述したように、この支給要領第 3 の 1（4）でいう自立相談支援機関の支援決定は、あくまで再貸付の申請にかかる自立相談支援機関の支援決定であり、自立相談支援機関によるその他の支援等を指すものではない。

問 23 支給対象者を把握するためには、再貸付に関する情報を持つ都道府県社協からの情報が必要であるが、どのように再貸付に関する要件を満たしていることを確認するのか。

(答)

- 基本的には、申請者からの添付書類により確認することとする。
- その上で、都道府県社会福祉協議会との連携により再貸付の決定者等の情報の提供を受けている場合には、その情報を審査の際に活用されたい。また、自立相談支援機関の面接記録等で確認できる場合には、その記録も必要に応じて活用されたい。
- なお、貸付に関して社会福祉協議会が発行する書類を申請者が保有していない場合には、社会福祉協議会に再交付等を求めることは不要であり、申請者からの申告書により支給決定を行うこととされたい。

問 23-2 再貸付を受けていた世帯について、世帯員の転出により世帯が2つ以上に分かれた場合、それぞれの世帯が自立支援金の再貸付等終了要件を満たすか。

(答)

- 再貸付等終了要件を満たすのは、再貸付の借受人が含まれる世帯のみである。その他の世帯については、緊急小口資金等の特例貸付の要件を満たせば特例貸付の利用が可能なので、再貸付等終了要件を満たさない。

問 23-3 再貸付等を受けていた世帯について、支援金の申請前に再貸付の借受人が死亡した場合、残りの世帯員について再貸付等終了要件を満たすか。

(答)

- 満たすものとする。

【収入要件・資産要件について】

問 24 収入要件について、借家の場合と持ち家の場合で基準は同一か。

(答)

- 同一である。借家か持ち家かにかかわらず、基準額と住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下である。

問 25 新型コロナウイルス感染症拡大に関する給付金・融資は収入・資産として算定すべきか。

(答)

- 公的給付等のうち臨時的に給付等されるものは収入として算定しないこととしており、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応として、臨時的に支給等されている給付金等は、収入・資産には算定しない。

問 25－2 支給期間中、毎月収入を確認する必要があるか。

(答)

- 支給決定後に受給者が常用就職した場合、当該受給者はその報告を都道府県等に行い、報告を行った月以降、毎月、収入額を確認することができる書類を都道府県等に提出することが必要としているが、この他の場合は収入額を確認する必要はない。

問 25－3 定期預金を保有していることによる自動借り入れにより、普通預金の残高がマイナスになっている場合、資産としてはどのように扱えばよいか。

(答)

- 資産について、負債がある場合、金融資産と相殺しないこととしており、この場合も、普通預金の残高のマイナス分と定期預金の額を相殺はしない。

なお、定期預金の額を資産として取り扱うかは、当該定期預金を解約して生活費等に充当できるものであれば資産として取り扱うこととなる。

【求職活動等要件について】

問 26 ハローワークへの求職受付票について、申請時に提出することができない場合の取扱い如何。

(答)

基本的には、申請時に同時に添付書類として提出されることが望ましいが、やむをえない事情により困難な場合は、決定までの間に提出することでも可とする。

問 26－2 ハローワークへの求職申込みについて、オンライン登録でもよいか。

(答)

- オンライン登録でもよい。自身の「求職者マイページ」から確認できる求職番号を申請書に記載させることとされたい。

なお、求職番号記載欄のない申請書を発送済の場合などについては、求職受付票（ハローワーク受付票）の写しが提出されればそれをもとに求職番号を確認し、

提出されなければ電話や申請書の欄外に記載させるなど、別の方法で求職番号を確認されたい。

問 26-3 決定までの間に求職受付票の提出がなされない場合、求職受付票の提出がなされるまでの間、決定は保留すべきか。

(答)

- やむをえない事情により、求職受付票の提出が遅れている場合は、求職受付票の提出前に支給決定を行っても差し支えない。

問 27 現に仕事がある者の求職活動要件について、転職等が必要となるのか。

(答)

- 自立支援金の対象者は再貸付が終了する等、長期にわたって生活に困窮している状態が続いていることが想定され、自立支援金の支給終了後に自立を図っていただくためには、受給期間中に一定の収入増を図っていただくことが必要である。
- 収入増には副業によるものも含まれるため、求職活動等要件を満たしていれば、必ずしも転職まで求めるものではない。

問 28 職業訓練を受講している方も、求職活動等要件を満たす必要があるか。

(答)

- 公共職業訓練及び求職者支援訓練は、求職者の方が早期に就職できるよう、就職に必要な知識・技能・技術の習得を目的に行う訓練であり、訓練の受講により就職の可能性や新たな就職先の選択肢が増えると考えられる。そのような場合に、訓練の受講に加えての求職活動等要件を求めることは、円滑な訓練受講の妨げになる場合もあると考えられるところ。

については、上記の職業訓練については求職活動とみなすこととする。ただし、職業訓練を懈怠等で除籍された場合は、求職活動等要件に抵触することから支給を中止することとする。

問 28-2 受給中に常用就職した者の就労収入が、収入基準額に達せず、受給を続ける場合、求職活動等要件を満たすことができなくなることがあり得るが、取扱い如何。

(答)

- 自立支援金の受給者が受給中に常用就職した場合であって、就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合、支給を中止することとなっている。
- 就労収入が収入基準額に達しない場合は、原則として、引き続き求職活動を行っていただく必要があることから、基本的には求職活動等要件を免れるものではない。

ただし、就労により求職活動等要件を満たすことが困難となることにかんがみ、以下のとおり取り扱うこととされたい。

- ① 受給中に常用就職した場合

「月１回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける」については、緩和しない。なお、「月２回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける」及び「原則週１回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける」については、緩和することとする。

② 受給中に常用就職ではない就職をした場合

常用就職を目指すための支援金であることから、求職活動等要件は緩和しないこととする。就労を辞めさせる必要はないが、求職活動を継続して受給中に常用就職できるよう求める必要がある。

③ 申請の時点で常用就職していた場合

更なる求職活動を行い、高い賃金を得るための求職活動を行うことを条件に申請をしているものであるから、求職活動等要件は緩和しないこととする。ただし、申請時において常用就職後まもない場合であって、支給期間の途中から確実に収入基準額を超える収入が見込まれる旨の申し出があった場合はこの限りでなく、当該時点において支給を中止する。

問 29 自立支援金の受給者について、月１回自立相談支援機関の支援を受けることとされているが、支援プランを作成・決定する必要があるか。

（答）手続きをできる限り簡潔に、かつ迅速に進めるため、自立支援金の支給のために、プランを作成することは求めない。なお、家計改善事業を利用する場合等必要な場合にはプランを作成することは差し支えない。

問 30 受給中、公共職業安定所において月２回の職業相談等を行うこととしているが、現在、公共職業安定所は非対面での相談等を行っているところ、電話がつかない等やむをえない事由により、職業相談ができなかった場合の取扱い如何。

（答）

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く現下の状況においては、上記のような場合にまで、自立支援金を中止とすることは適切ではない。月２回の職業相談等の要件の確認については、地域の感染状況や公共職業安定所の混雑の状況を総合的に勘案し、都道府県等において適切に判断されたい。

※（住居確保給付金と同様）この取扱いは、緊急事態宣言等の発出にかかわらず適用可能

問 30－２ 受給者が、来所によらない方法によりハローワークで職業相談を実施した場合、職業相談確認票（様式５）の安定所確認欄等の記載はどうすればよいか。

（答）

- 職業相談確認票（様式 5）について、ハローワークによる記入は求めず、受給者が、相談したハローワークの担当者名を聞き取り、当該受給者が職業相談確認票に記載することで差し支えない。

問 31 受給中、公共職業安定所において月 2 回の職業相談等を行うこととしているが、地域や本人の事情により紹介できる仕事がない場合の取扱い如何。

（答）

- 本人の状況や希望に沿った職業が当該地域において物理的に紹介できない場合、自立支援金を中止することは適切ではない。この場合、地方自治体の実施する無料職業紹介所の活用や民間の職業紹介 WEB サイトでの活動等、適切な代替措置を取り、本人の希望や適性に沿った職業・企業への応募が可能となるような対応に努められたい。

※（住居確保給付金と同様）この取扱いは、緊急事態宣言等の発出にかかわらず適用可能。

問 31-2 公共職業安定所における月 2 回の職業相談等について、住居所を管轄するハローワーク以外の相談窓口（例：都道府県等の庁舎内に設置されているハローワーク相談窓口など）での職業相談等でも要件を満たしたことになるか。

（答）

- 基本的に、自立支援金の求職活動要件に係る求職申込み、職業相談等は、住居所を管轄するハローワークで行うこととされている。しかしながら、混雑緩和等の観点から、住居所を管轄するハローワーク以外での求職申込み、職業相談等を可能とするケースもある（※）。都道府県等において、どのハローワークが利用可能であるかについては、管轄の都道府県労働局又はハローワークに確認されたい。

※ 例えば、労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等により、地方公共団体にハローワークの常設窓口等を設置する等の取組みが実施されている都道府県等においては、当該窓口等における職業相談等も、「月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける」という要件の対象となる。

問 32 原則週 1 回以上の求人先への応募、面接について、具体的にどのような活動をさすのか。1 度でも週 1 回の応募等を怠った場合は中止とするのか。

（答）

- 求人先への応募、面接については公共職業安定所で紹介を受けたもののみならず、自ら市販の就職情報誌や新聞折り込み広告等の情報により、応募、面接を行った場合も対象として差し支えない。

- また、「求人先への応募」とは、最低限、電話問い合わせ等の後、求人先に履歴書等を送付する段階まで実施することを想定している。しかしながら、電話問い合わせ段階で断られる場合も考えられ、誠実に活動しているにもかかわらず応募にまで至らないケースも想定される。そのような場合は、常用就職活動状況報告書に公共職業安定所の求人票や求人情報誌の該当部分を添付させることにより活動内容を確認し、誠実に求職活動を行っているとは判断された者については、「求人先への応募」と認めて差し支えない。
- 上記以外の場合であっても、当該要件を満たせなかったことにつき、やむを得ない事情が認められると判断された場合には、中止の決定を行う必要はない。

問 32-2 自立支援金の申請をした者の求職活動等要件について、申請時期が月の途中の場合はどのように対応すればよいか。

(答)

- 求職活動等要件については、
 - イ) 月 1 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ロ) 月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
 - ハ) 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
 としているところ、月の途中に自立支援金の申請があった場合は、必ずしも歴月にとられる必要はなく、例えば、当該申請の日から 1 か月毎に判断するなど、柔軟に対応いただきたい。

問 32-3 求職活動等要件を確認してからでなければ、自立支援金の支給を行うことはできないのか。

(答)

- 自立支援金の申請のタイミングは申請者により様々である一方、各都道府県等における金融機関振込のタイミングは一定の日付に決まっている場合があることも想定されるところであり、例えば、支給初月については、申請時確認書における誓約をもって求職活動等要件の確認前に支給し、2 月目、3 月目については求職活動等要件を確認してから支給するといった取扱いでも差し支えない。

問 32-4 支給決定後に体調が悪化し予定していた求職活動を行うことが困難であった場合に、支給の中止を行わないこととして差し支えないか。

(答)

- 差し支えない。個々の事例については、本支援金の安定的な就職による自立を促進するという制度趣旨も踏まえつつ、受給者の個別の事情を確認した上で判断されたい。

問 33 生活保護の申請が却下となった場合であっても、求職活動要件を満たしたものと同等に取り扱うべきか。

(答)

生活保護の申請が却下された場合には、求職活動要件を満たしていることを求めることとし、その翌月以降は求職活動要件に係る報告を求めることとされたい。

問 34 生活保護の申請で求職活動等要件を満たす者について、自立支援金を支給することとした場合に、生活保護の申請の処分の結果はどのように把握すべきか。

(答)

- 自立支援金の支給決定後、福祉事務所に自立支援金の支給決定者の情報を提供することとしており、それを受け、福祉事務所側から、自立支援金の支給決定者のうち、生活保護の申請を行った者の当該申請の処分の内容が提供されることとなっている。
- なお、これに限るものではなく、適宜、福祉事務所と必要な情報共有を図っていただきたい。

問 35 自立支援金と生活保護を同時に申請が行われた場合の取扱い如何。

(答)

- 自立支援金が先に支給決定された場合、
 - ・ 生活保護が決定された場合は、原則として、自立支援金の支給を中止することとする。仮に、自立支援金の初月分の支給を行ってしまった場合は、返還の事務負担を考慮し、初月分は生活保護で収入認定することとして差し支えない。その場合、自立支援金は翌月分から支給中止とする。
 - ・ 生活保護が却下された場合は、自立支援金を通常どおり支給する。2 か月目以降は、受給者は原則として求職活動が必要となる。
- 生活保護が先に支給決定された場合は、原則として、自立支援金の支給を中止することとする。仮に、自立支援金の初月分の支給を行ってしまった場合は、返還の事務負担を考慮し、初月分は生活保護で収入認定することとして差し支えない。その場合、自立支援金は翌月分から支給中止とする。

問 35-2 求職活動等要件は、申請者（受給者）のみ求められるのか。

(答)

- 貴見のとおり。同一の世帯に属する世帯員が求職活動等を行ったとしても、自立支援金の支給要件を満たすものではない。

【その他】

問 36 本人・世帯構成の確認書類として、申請者に「住民票の写し」を提出することを求めているが、都道府県等が住民基本台帳により確認可能な場合は、「住民票の写し」を省略することは可能か。

(答)

- 可能である。ただし、その場合は、申請時の本人確認書類として、運転免許証や個人番号カードなどの写しの提出は求めることとされたい。
- なお、「住民票の写し」に限らず、申請者からの書類によらずとも都道府県等が要件確認可能な場合は、各都道府県等の判断で、申請時の添付書類を一部省略しても差し支えない。

問 36-2 社会福祉協議会から提供された再貸付の対象者のリストを活用し、対象となり得る者にプッシュ型で申請書等を送付する場合、社会福祉協議会からの情報により都道府県等において再貸付等終了要件が確認できる場合は、申請者に対して貸付に係る添付書類の提出を求めなくてもよい。

(答)

- 都道府県等において、事前に社会福祉協議会から提供された情報により再貸付に係る情報が確認できる場合、申請者からの再貸付終了等要件に係る添付書類の提出を省略しても差し支えない。

問 37 支給対象者に学生は含まれるか。

(答)

- 自立支援金は、
 - ・就学の継続が目的ではなく、就労による自立を図ることが目的であり、
 - ・学生は、基本的には支給要件の「主たる生計維持者」に該当しないため、基本的には支給対象とはならないと考えられる。
- しかし、専らアルバイトにより、学費や生活費を賄っていた学生が、アルバイトがなくなって別のアルバイトを探している場合であって、その他自立支援金の支給要件を満たす場合などは、例外的に支給対象になりうると考えられる。

問 38 支給対象者に外国人の方は含まれるか。

(答)

- 外国籍の方も、日本国籍の方と同様、各種支給要件を満たす場合は、支給対象となる。

問 39 支給対象者に持ち家の方は含まれるか。

(答)

- 持ち家の方も当然に対象となる。
- 自立支援金は、住居確保給付金と異なり、収入基準額は基準額と住宅扶助基準に基づく額の合計額であり、申請者の居住する住宅の家賃額などは無関係であることにご留意いただきたい。

問 40 住居確保給付金を受給中の方も支給を受けられるのか。

(答)

- 住居確保給付金を受給中の方も本支援金の支給要件を満たす場合は、本支援金の支給を受けることができる（併給調整を行わない）。また、自立支援金の申請時に、現に住居確保給付金の受給をされている方は、住居確保給付金の支給決定書をもって、添付書類を一部省略することが可能（※１、２）である。
 - （※１） 自立支援金の申請月に現に住居確保給付金を受給されていれば、住居確保給付金の申請月は問わず、収入関係書類、資産関係書類などの省略が可能。
 - （※２） 生活困窮者自立支援法施行規則第３条第２号に該当するものとして住居確保給付金を受給し、ハローワークへの求職申込みが不要とされている者（１～９か月目）については、自立支援金の申請にあたっては、ハローワークの求職受付票の写しの添付は必要となることに留意いただきたい。
- なお、住居確保給付金の支給額は、収入には算定しないこととする。

問 41 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の受給者も支給を受けられるのか。

(答)

- 所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を受給する方も本支援金の支給要件を満たす場合は、本支援金の支給を受けることができる（併給調整を行わない）。
- また、公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算定しないこととしており、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応として、臨時的に支給されている給付金等は、収入・資産には算定しない。

問 42 再貸付の借受人と生計の主たる維持者が異なっている場合、自立支援金の支給対象となるのか。

(答)

- 再貸付を含む緊急小口資金等の特例貸付は世帯単位で実施しており、「主たる生計維持者」でない場合でも、再貸付の借受人となりうる。

再貸付の借受人が、当該借受人が属する世帯の「主たる生計維持者」でない場合における自立支援金の支給対象者は、再貸付の借受人ではなく、当該借受人が属する世帯の「主たる生計維持者」となる。

問 42-2 例えば夫婦のうち一方が離職等し、もう一方がパート等で継続して就労している場合、離職等している者は主たる生計維持者として支給対象者となるのか。

(答)

- 自立支援金の趣旨に鑑みると、申請時に離職等により一時的に収入が大幅に減少等している者についても、収入が大幅に減少等する前にその世帯の主たる生計維持者であれば、主たる生計維持者として差し支えない。

問 42-3 例えば夫婦共働きで2人の収入が同等程度である場合について、離職等により一方の収入が低下した場合、減少前の収入について厳密な比較を行わずとも、離職等により収入が低下した者を「主たる生計維持者」としても差し支えないか。

(答)

- 差し支えない。

問 43 住民登録のない方から申請が行われた場合はどのように取り扱えばよいか。

(答)

自立支援金は二重給付の防止の観点から、住民登録された住所地を管轄する福祉事務所設置自治体において支給することとしている。住民登録のない方から申請が行われた場合には、原則として住民登録された住所地を管轄する福祉事務所設置自治体に改めて申請を行うよう案内いただきたい。

なお、自立支援金は緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付を受けた者等を対象としており、当該再貸付は、住民登録のあることを前提に行っているものである。

問 44 DVの被害者等で住民登録のある住所地を離れて生活している場合はどのように取り扱えばよいか。

(答)

緊急小口資金等の特例貸付については、DVにより住民票の住所地から避難して暮らしている場合などについて、個別のケースの事情を踏まえた柔軟な対応を行っているところ。

自立支援金についても、支給要件を満たしていれば、生活実態のある避難先の都道府県等で柔軟に自立支援金を支給することとしていただきたい。

問 44-2 「同一の世帯に属する者」の判断はどのように行えばよいか。

(答)

- 「同一の世帯に属する者」とは、同一の世帯に居住し、生計を一にする者をいうこととしているところ、基本的には、住民票に記載されている者で判断するものとする。

ただし、問 44 のようなケースや、何らかの事情により住民票と居住実態が乖離しており、居住実態がある自治体が既に住居確保給付金が支給している場合など、など、住民票に記載されている者で判断することが適切でないケースについては、個別具体的なケースに応じて適切に対応されたい。

問 44-3 ある 2 つの世帯が、住所が同一ではあるものの生計が別であるため、別世帯として再貸付を利用していた場合、2 つの世帯はそれぞれ自立支援金の対象となるか。

(答)

- 2 つの世帯がそれぞれ自立支援金の要件を満たすのであれば、それぞれが自立支援金の対象となる。

問 45 支給申請後、世帯人数に変更があった場合の取扱い如何。

(答)

自立支援金は、早期支援・早期支給が重要であり、また、3 か月間に限定した支給であることから、都道府県等の事務の簡素化等を考慮して、支給申請後の世帯人数の変更という事情変更は考慮しないこととする。

問 46 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給決定者の情報を、自立相談支援機関、社会福祉協議会、福祉事務所に送付する理由如何。

(答)

- 自立支援金は、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、支給するもの。
- このため、支給決定後の支援等を円滑に行うために、関係機関に情報提供することとしている。情報提供の具体的な趣旨はそれぞれ、以下のとおり。
- ・ 自立相談支援機関は、求職活動等要件で月 1 回以上面接等支援を行う事となっているため

- ・ 福祉事務所は、自立支援金後に生活保護の申請に至る場合等も想定されることや、生活保護との重複受給がないかといった確認のため
 - ・ 社会福祉協議会は、再貸付との重複受給がないかといった確認のため
- なお、申請時確認書において、こうした情報提供の本人同意を得るものとしている。

問 47 複数の都道府県等での重複受給を避けるため、どのように対応すればよいか。

(答)

複数の都道府県等での重複支給を避けるため、申請書に添付される住民票の写しにより、直近で転入して来たことが分かる場合は、本人への確認に加え、転入前の住所地の都道府県等から自立支援金の支給を受けていないことを確認することが考えられる。この場合において、転入前の住所地の都道府県等は、転入後の住所地の都道府県等から照会があった場合には、適切に応じていただきたい。

問 47-2 支給期間中に他の都道府県等に転居した場合、どのように対応すれば良いか。

(答)

- 支給期間中に他の都道府県等に転居した場合であっても、支給要件を満たす場合は、支給を継続することとする。
- その際、支給の実施主体は転居前の都道府県等から変更せず、求職活動等要件の確認も転居前の都道府県等が引き続き行うこととされたいが、特に以下に留意いただきたい。
 - ・ 「月 1 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける」は、引き続き、転居前の都道府県等の自立相談支援機関が対応する。
 - ・ 「月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける」は、基本的には転居後の住居所を管轄するハローワークを利用することとなると考えるが、転居前に利用していたハローワークを引き続き利用しても差し支えない。

問 48 申請の受付開始日、支給開始日はいつからとすればよいか。

(答)

可能な限り早期に支援を届ける観点から、準備が整い次第、受付、支給を行っていただきたい。令和 3 年 6 月に申請受付を開始していただいても差し支えない。

問 48-2 口座振込の名義は、どうすればよいか

(答)

例えば「●○シ ジリツシエンキン」等が考えられるが、都道府県等において適切に御対応いただきたい。

なお、支給日を決定するに当たっては、五十日（毎月5日、10日、20日、25日）や月初・月末日等の繁忙日には支給件数を少なくするなどの点について、必要に応じて指定金融機関と協議いただくなどの対応をお願いいたします。

問 48-3 必要が生じて預貯金額の照会を金融機関に行ったところ、照会手数料を要求されたが、支払うことが必要なのか。

（答）

○ 必要な手数料をお支払いいただきたい。

なお、お支払いいただいた手数料については、事務費として計上いただいて差し支えない。

また、照会に当たっては、金融機関関係団体から照会先金融機関の要望や対応状況に応じて、出来るかぎり電子的に照会を行っていただきたい旨を要望されており、必要に応じて生活保護担当課における照会方法を確認いただくなどにより、適切な方法で照会いただくこととされたい。

問 48-4 生活保護や職業訓練受講給付金を受けている場合は、自立支援金は支給対象とならず、また、支給中止の対象となるとされているが、これは、申請者（又は受給者）のみならず、申請者（又は受給者）と同一の世帯に属する者が生活保護や職業訓練受講給付金を受給した場合についても、自立支援金の支給対象とならず、また支給中止の対象となるということによいか。

（答）

○ 貴見のとおり。

問 48-5 自立支援金の支給は口座振込以外の方法も認められるか。

（答）

○ 自立支援金の支給対象者は、口座振込が行われる緊急小口資金等の特例貸付を既に利用している者であるため、口座振込ができない場合は基本的に想定されないが、各都道府県等の判断で個別ケースについて口座振込以外の方法で支給することは差し支えない。

問 48-6 マイナンバーを活用して自立支援金の事務を行う場合には、対象者数等に応じて特定個人情報保護評価を実施する必要があるが、事後評価で差し支えないか。

（答）

- 自立支援金は迅速な支給が求められているものであり、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合は、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となりうるものと考えられる。
- なお、マイナンバーを活用して自立支援金の事務を行う場合には、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に基づき適切な対応が必要であることに、留意いただきたい。

【参考】

（※）特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/my_number_guideline_gyosei-chihou.pdf

○取扱規程等に基づく運用

p. 59 : 書類・媒体等の持ち運びの記録、特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録等により、特定個人情報等の利用状況等を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期に及び必要に応じ随時に分析等するための体制を整備する等

○情報漏えい等事案に対応する体制等の整備

p. 59 : 情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制及び手順等を整備する等

○機器及び電子媒体の盗難等の防止

p. 62 : 電子媒体又は書類等を、施錠できるキャビネット、書庫又は必要に応じて耐火金庫等へ保管する等

○電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止

p. 62 : データの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用等

○個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

p. 63 : 電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用する等

○情報漏えい等の防止

p. 65 : 電子媒体等に保存する必要がある場合、原則として、暗号化又はパスワードにより秘匿する等

など

問 48-7 支援金の支給決定を受けたものの、途中で中止事由に該当し、支給が中止された者が、残りの期間について支給を受けるべく申請を行った場合、残りの期間について支給することは可能か。また、過去に申請したが不支給決定になった者や、3ヶ月の支給を終えた者が再度申請してきた場合はどうか。

(答)

○ 自立支援金については、支給要領で支給期間を3月としている一方、一度給付を中断した者に対する再度の支給については特段定めていないことから、支給中止の事由が、再度の支給決定を妨げないような場合(※)には、再度の支給決定を行い、残りの期間(例えば、1月で中断した場合、2月)の支給を行って差し支えない。

(※) 例えば、何らかの事情で求職活動を止めたが、再度求職活動を行うような場合。他方で、暴力団関係者だったことが判明した場合や、虚偽の申請等不適正な受給に該当して中断された場合は、再度の支給を行わない。

○ また、過去に申請したが不支給決定になった者が再度申請してきた場合も、審査の結果要件を満たすことが確認できれば、支給を行って差し支えない。3ヶ月の支給を終えた者については、支給要領で支給期間を3月としていることから、再度の支給は行わない。

【事務費関係・交付申請手続き等スケジュール】

問 49 市町村分の事務費補助金の対象経費はどのようなものが含まれるか。

(答)

○ 対象経費としては、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、給料及び超過勤務以外の諸手当(会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。)、報酬、職員旅費、需用費(消耗品費、会議費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等)、備品購入費、役務費(通信運搬費、広告料、手数料等)、使用料及び賃借料、共済費(会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。)、報償費、委託料、負担金、その他厚生労働大臣が認めた経費が対象となる。

○ 具体的な経費の内容としては、正規職員の時間外手当、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与、口座振込手数料、パソコンのレンタル(又はリース)、郵送申請のための返信用封筒及び郵送料、消耗品費などが想定される。

問 50 本支援金の支給にかかる経費(事務費及び事業費)について、補助対象となる具体的な時期を教えてください。

(答)

- 本支援金の支給に必要な事務費及び事業費については、令和3年5月28日以降に発生した経費が補助対象となる。
- また、支給申請の受付、支給決定や受給中の確認等の事務については、令和4年2月までを想定している。

問 51 職員人件費・業務委託料など、返還業務の事務経費は、交付申請可能か。令和4年度以降に必要となる返還業務の事務経費は、国の補助を受けられるか。

(答)

- 返還業務の事務経費は、年度内であれば交付申請が可能であるが、令和4年度以降については、国の補助を受けられない。

問 52 迅速な給付を実施するため本事業の契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき随意契約を行うことは可能か。

(答)

- 本支援金の申請受付が7月に開始できるよう、契約方法については、自治体の会計規則等に則りご判断いただき、迅速な契約の締結にご配慮をお願いする。

※ 令和3年6月17日付事務連絡において、随意契約に係る国の見解を示しているため、参照されたい。

問 53 事務費の備品購入費について、どのようなものが対象になるのか。

(答)

- 当事業の実施において、真に必要な備品を購入していただくようお願いする。

なお、当事業は時限的な事業であることから、耐用年数が長期に亘る備品等（パソコンなど）については、リースで御対応いただきたいと考えている。

問 54 会計年度任用職員及び臨時的任用職員が支援金の支給に係る業務と他の業務を兼ねている場合の事務費の取扱いはどうになるか。

(答)

- 会計年度任用職員及び臨時的任用職員については、全体の業務に占める支援金の支給に係る業務の割合等を元に、合理的な方法により事務費の対象となる経費を算出していただくこととなる。

問 55 本支援金業務に対応するため正規職員を増員して対応したいが、正規職員の人件費に充当できないと対応ができない。なぜ正規職員の人件費に充当できないのか。

(答)

- 当事業は時限的な業務であることから、正規職員については既存の人員で対応していると考えられるため、給料は対象としていないが、超過勤務手当及び管理職員勤務特別手当は補助の対象としている。
- また、当事業の業務を実施するために、会計年度任用職員などを新たに雇い入れた場合に係る人件費については、対象経費としているので、申請していただければと考えている。

問 56 国からの交付決定額を超える支給申請があった場合、それ以上の交付決定は行わないのか。それとも、追加交付があるのか。

(答)

- 支援金の受付期間終了後に追加協議を実施し、追加交付を行う予定としている。
- なお、現段階で所要額を見込むことが困難な場合には、追加交付の際に当初分として協議いただいても構わない。

問 57 事務費について、所要額算出の目安となる額があれば教えていただきたい。

(答)

- 事務費については、各自治体によって直営・委託など様々な実施体制が考えられるため、一律な目安額をお示しする予定はない。
- 各自治体におかれては、例えば住居確保給付金の体制などを参考にしながら、所要見込額調べの事務連絡にも添付した「支給金給付事務の基本的な作業フローについて」を参照し、各自治体の支給対象者数も踏まえてご検討いただきますようお願いする。

問 58 自治体の予算科目について、節の区分はどのようにすればいいか。

(答)

- 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）別記の歳出予算に係る節の区分（第 15 条関係）第 18 節「負担金、補助及び交付金」が適切であると考えているが、各自治体の実情によって適切な区分で計上いただきたい。